



## 一時預かり事業とは

保護者の断続的勤務や短時間勤務等勤務体系の多様化、傷病・入院、育児疲れ解消など一時的に保育を必要とされる場合に利用できる制度です。

## 対象となる児童

小野町に住所があり、こども園や保育園・幼稚園などに通っていない満1歳から就学前の児童  
※里帰り出産などの理由により一時的に町内に滞在している場合は、住所がなくても利用できます。

## ■保育の種類

| 利用区分    | 利用日数                   | 具体的な理由                          |
|---------|------------------------|---------------------------------|
| 非定型保育   | 1カ月あたり12日以内            | 保護者の勤務形態などにより、一時的に保育が必要         |
| 緊急型保育   | 保育を受ける期間の初日から起算して30日以内 | 保護者の傷病・入院などにより、緊急・一時的に保育が必要     |
| 私的理由型保育 | 1カ月あたり5日以内             | 保護者の育児疲れ解消、その他私的事由により、一時的に保育が必要 |

## 利用可能な曜日・時間

### ■曜日

月曜日から金曜日まで  
(祝日、12月29日から翌年1月3日までを除く)

### ■時間

午前9時から午後5時まで

## 利用料金(1日)

- 3歳未満 2,000円
- 3歳以上 1,000円
- ※ 4時間以内の利用は半額

## 保育場所

- 小野町子育て世代包括支援センター分館  
(旧夏井おおすぎ保育園)

## 利用方法・注意事項

### 1 予約



■ 利用を希望する日の**10日前までに、子育て支援課へご連絡ください。**

■ 1日あたりの利用可能人数は3人程度です。  
※ 緊急時にご相談ください。

### 2 申込



■ 申込書に必要な事項を記入のうえ、子育て支援課に提出してください。

※ 初回利用の際は面談を行います。

### 3 利用



■ 利用時間内(午前9時から午後5時まで)での送迎をお願いします。

■ **着替え、お弁当、飲み物などは、各自お持ちください。(準備品は、申し込み時にお知らせします。)**

### 4 支払



■ 利用した翌月に、町から納付書を送付しますので、役場出納室または町内の金融機関、納付書裏面に記載のコンビニエンスストアなどで支払いをしてください。

## 問い合わせ先

子育て支援課 ☎ 72-2212

一時預かり事業実施施設

小野町子育て世代包括支援センター分館 ☎ 72-2760  
(旧夏井おおすぎ保育園)

## 国民年金コーナー

〈新型コロナウイルス感染症の影響により  
国民年金保険料の納付が困難な学生の方へ〉  
国民年金保険料の学生納付特例申請が可能です！



新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した場合は、臨時特例措置として、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きによる国民年金保険料学生納付特例の申請が可能です。

算し、見込みの経費などを控除し算出します。

### ■申請に必要なもの

- ①国民年金保険料学生納付特例申請書(特例認定区分欄)3. その他に○をし、「臨時特例」と記入します。
- ②所得の申立書(簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用))
- ③学生証のコピー

### ■学生納付特例の対象となる期間

- ・令和2年2月以降の所得の状況からみて、年間の所得見込額(※2)が、国民年金保険料学生納付特例の承認基準相当である方
- ※1令和2年度分以前の申請については、令和3年4月以前に収入が減少した方が対象となります。
- ※2令和2年2月以降の任意の月(収入が急減した月)における所得額を12カ月分に換

- ・令和2年2月分から令和2年3月分まで(令和元年度分)
- ・令和2年4月分から令和3年3月分まで(令和2年度分)
- ・令和3年4月分から令和4年3月分まで(令和3年度分)
- ・令和4年4月分から令和5年3月分まで(令和4年度分)

請を希望される年度の数だけ必要です。(すでに令和元年度分から令和3年度分を申請され承認を受けている方は、令和4年度分のみ申請していただきます。)

**■申請方法**

- ・国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書は、日本年金機構ウェブサイトからダウンロードできます。(町民生活課にもあります。)
- ・申請書の提出先は、町民生活課または郡山年金事務所です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出をぜひご活用ください。

- ☎ 郡山年金事務所  
024193213434
- ☎ 町民生活課  
7216933

## 不動産取得税について

不動産取得税は、売買や贈与などで土地を取得したとき、または新築・増築したときに、登記の有無にかかわらず取得ごとに一度だけ課税されます。ただし相続により取得したときには課税されません。

納める税額は、取得した不動産の固定資産税評価額の3パーセント(住宅以外の家屋は4パーセント)となります。

なお住宅や住宅用土地の取得については、一定の要件を満たしている場合に軽減措置が適用されますが、軽減申請の手続きを行うことが必要です。(住宅の取得に対する特例として、住宅用土地を令和6年3月31日までに取得した場合、該当する土地の価格が2分の1となります。)

また子育て支援策の一環として、三世代以上の方が県内で同居または近居する住宅を平成29年4月1日から令和7年3月31日までに取得した場合、その住宅に係る不動産取得税の一部を申請により軽減します。手続きに必要な書類など詳しくは、県中地方振興局県税部または県税務課までお問い合わせください。

- ☎ 県中地方振興局県税部  
024193511254
- ☎ 県税務課  
024152117068

「福島県税務課」で検索

ご案内

○「児童手当現況届」の提出が原則不要となります

児童手当を受給している方は毎年6月に「現況届」の提出が義務付けられていますが、令和4年度からは提出が原則不要となります。

ただし次に該当する方はこれまでどおり現況届の提出が必要となりますのでご注意ください。

■現況届の提出が必要な方

- ・児童の住民票が小野町と異なる方
- ・戸籍がない児童(無戸籍児童)を養育している方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・町から提出の案内があった方

■次の変更事項があった方は速やかに届け出てください。

- ・児童を養育しなくなったとき
  - ・受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき
  - ・受給者が婚姻、離婚または別居されたとき
  - ・受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む)
- ※詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。
- 問 子育て支援課  
☎ 72-2212

○福島で暮らしたい、働きたい、皆さんへ

ー県が奨学金の返還を支援しますー

■募集対象者

- ・今年度に大学などを卒業予定で、県内で働くことを考えている学生
- ・応募時点で県外に在住で、今後県内で働くことを考えている社会人

■支援条件

県が定める対象産業分野の県内事業所に所定の年数就業し、かつ県内に所定の年数定住すること。

■募集期間

6月24日(金)まで(必着)

■応募先・問い合わせ先

県商工労働部雇用労政課  
☎ 024-521-7290

※ウェブサイトを確認の上、必ずご応募ください。



ウェブサイトQR

あなたの家にもソーラーパネルや蓄電池を設置しませんか？



「住宅用太陽光発電設備および住宅用蓄電設備補助のご案内」

町および県では、県内の住宅などに太陽光発電システム、住宅用蓄電設備を設置する方を対象に、補助金を交付しています。

○町

■補助額

住宅および事業所用太陽光発電設備  
1kW当たり2万円(住宅4kWまで、最大8万円、事業所5kW、最大10万円)

■申請期限

令和5年2月28日(火)まで  
※申請は工事着工前となります。工事着工後の申請は受け付けできません。

問 企画政策課  
☎ 72-6939



○県

■補助額

住宅用太陽光発電設備  
1kW当たり4万円(4kWまで、最大16万円)  
住宅用蓄電池設備  
1kW当たり4万円(5kWまで、最大20万円)  
電気自動車充給電設備(V2H)  
上限10万円(定額)

■申請期限

令和5年3月17日(金)まで  
※補助申請総額が予算額に達した場合は、期間内であっても募集を締め切ります。(町も同様)

■申請・問い合わせ先

一般社団法人福島県再生可能エネルギー推進センター  
福島市中町5-21  
福島県消防会館3階  
☎ 024-526-0070

学生などの皆さんへ

○ふくしま合同就職面接会を開催します

大学を卒業予定の方、おおよね35歳未満で就職活動中の方を対象に県内企業の面接会を開催します。

■開催日時

7月14日(木)・15日(金)

13時から16時30分

■場所

ビッグパレットふくしま  
多目的展示ホール

○菜の花を栽培してみませんか

ー耕作放棄地解消のためにー

町では、耕作放棄地の解消と景観形成のために「ナタネ」の無料配布を行っています。

■対象農地

町内の耕作放棄地

※1カ所当たり概ね1アール以上の農地で、農地全面を栽培に利用すること。

■配布対象者

町内に住所を有する農業者など

■配布数量

1アール当たり1000グラム

※1アールに満たない分は切り捨て

■配布の限度

申請者1人当たり概ね50アール分(5キログラム)まで

※申し込みが多数の場合は先着順とし、配布量を調整させていただきます。

■参加申込方法

申込はコチラ▼



「福島県かんたん申請  
申込システム」QR

☎ 福島労働局職業安定課  
024152915396

■申請受付

7月末まで

■申請先

産業振興課

■その他

・後日、播種前と播種後の写真を産業振興課に提出いただきます。

・ナタネの配布は8月中旬頃を予定しています。

なお播種時期は9月上旬から中旬となります。

☎ 産業振興課

7216938



「つどいの広場」開催のお知らせ

ー同じ悩みを語り合い、互いに支え合う場ー

障がいのある方やその保護者、または障がいのある方の支援を行っている方などの日頃の悩みを語り合う場として「つどいの広場」を開催します。

■日時

6月24日(金)

午前10時から11時30分まで

■場所

田村地方基幹相談支援センター  
(福島県福祉事業協会内)  
(田村市船引町北鹿又字沼ノ下121-190)

■対象者

田村市、三春町、小野町在住であればどなたでも参加可能です。

■参加料

無料

■申し込み方法

電話での申し込み

田村地方基幹相談支援センター

☎61-5056

☆田村地方基幹相談支援センターから☆

「発達障がい」について

「発達障がい」とは、脳機能の発達に関係する障がい、自閉症スペクトラム、注意欠如・多動性障がい(ADHD)、学習障がい(LD)などがあり、その特性の現れ方はさまざまです。

発達障がいがある人はコミュニケーションが苦手、その行動や態度はしばしば「自分勝手」や「困った人」などと誤解されることがあります。そのため、親や家族が悩みを抱えたり、本人が生きづらさを感じたりするケースが少なくありません。

発達障がいがある人たちが個々の能力を伸ばし、社会の中で自立していくには、周囲の「気づき」と「適切なサポート」、そして「発達障がいに対する理解」が必要です。

発達障がいのことでお悩みの場合は、田村地方基幹相談支援センター(☎61-5056)またはたむら地方児童発達支援センター(☎73-8056)までご相談ください。



ご案内

令和4年度狩猟免許試験を実施します

高齢化に伴い、イノシシなどの有害鳥獣の駆除を行う狩猟者が不足しています。

県では、新たな狩猟者確保のため、狩猟免許試験を実施しています。受験を希望する方は、県中地方振興局へ申請してください。

なお狩猟免許の取得について、産業振興課でも相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

※野生鳥獣を勝手に捕獲することとは、違法です。

捕獲するためには、狩猟免許を取得し、狩猟者登録または捕獲許可を受ける必要があります。また猟銃を使用する場合は、別に銃の所持許可が必要です。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日程などを変更する場合がありますので、最新の情報を確認してください。

■受験手数料

- ・新規受験者 5,200円
- ・すでに免許を所持しており、さらにはほかの免許を受験する場合 3,900円

■申請書の配布・受付

県中地方振興局県民生活課

☎ 024-935-1295

〒963-8540

郡山市麓山1-1-1

■費用の助成について

町では、新規で狩猟免許を取得した方へ受験手数料の助成を行っています。

ただし予算に限りがありますので、希望をする場合は産業振興課まであらかじめご相談ください。

■産業振興課

☎ 72-6938



■試験日程

| 区分  | 試験日時                      | 会場                          | 受付期間                  | 備考                     |
|-----|---------------------------|-----------------------------|-----------------------|------------------------|
| 第2回 | 8月6日(土)<br>9時20分から17時まで   | 郡山市労働福祉会館<br>(郡山市虎丸町7-7)    | 6月6日(月)から7月8日(金)まで    | 全種(網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟) |
| 第3回 | 9月25日(日)<br>9時20分から17時まで  |                             | 7月25日(月)から8月26日(金)まで  |                        |
| 第4回 | 10月16日(日)<br>9時50分から17時まで | 福島県青少年会館<br>(福島市黒岩字田部屋53-5) | 8月15日(日)から9月16日(金)まで  | わな猟のみ                  |
| 第5回 | 11月19日(土)<br>9時20分から17時まで | 郡山市労働福祉会館<br>(郡山市虎丸町7-7)    | 9月16日(金)から10月21日(金)まで | 全種(網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟) |

■狩猟免許の種類

| 種類       | 内容                              |
|----------|---------------------------------|
| 網猟免許     | 「網」を使用することができる狩猟免許              |
| わな猟免許    | 「わな」を使用することができる狩猟免許             |
| 第一種銃猟免許※ | 「装薬銃(散弾銃、ライフル銃)」を使用することができる狩猟免許 |
| 第二種銃猟免許  | 「空気銃」「圧縮ガス銃」を使用することができる狩猟免許     |

※受験資格…受験の日において20歳以上の方(網猟、わな猟免許については18歳以上の方)

※第一種銃猟試験に合格して第一種銃猟免許状を交付された方は、第二種銃猟免許状を交付された方とみなします。(「空気銃」「圧縮ガス銃」を使用できます。)



魔法のほめ方  
ペアレント

トレーニング講座

子どもがいうことを聞かないとつい怒ってしまうことはありませんか? 子どもとどう向き合っていくか悩んでいませんか?

子どもたちとの関わりを学ぶ講座を開設します。

参加者同士で情報交換しながら、講師がわかりやすくていねいに解説します。

講師は福島県立医科大学 佐藤利憲先生で、この分野の著名な専門家です。

興味のある方であれば誰でも参加できます。ぜひ参加して子育ての悩みを解消しましょう。

■開催日

- 7月5日(火)
- 8月2日(火)
- 8月23日(火)
- 9月20日(火)
- 10月18日(火)

■時間

午後6時30分から午後8時まで

■会場

多目的研修集会施設

■問い合わせ・申し込み先

小野町公民館

☎ 72-2125

# ふるさと文化の館情報

☎ ふるさと文化の館  
72-2120



図書館  
Library

## 図書館利用のご案内

町内にお住まいの方であればどなたでも借りられます。インターネットで蔵書検索も可能です。図書館をご利用ください。

### ■貸出冊数・期間

(本・雑誌)

1人計10冊まで・21日間

(DVD・CD)

1人計5点まで・7日間

▼インターネットからの蔵書検索はこちらから



スマートフォン用



パソコン用

<http://ono-yakata.sakura.ne.jp>からも入れます。

## 読書マラソン完走!



渡辺いろはさん

渡辺いろはさん(小野小4年)が5回目のゴールを成し遂げ500冊読破を達成しました。渡辺さんにはバッチと記念品が贈られました。

●参加申し込みはカウンターで随時受け付けています。皆さんの参加をお待ちしています。

## information

お知らせ

### ○あなたの身近な「表彰対象者」を教えてください

「善行表彰の推薦について」

町では毎年11月に、町の振興に大きく貢献し、または町民の模範となる活動をされた個人や団体に対し、その功績をたたえ、表彰をしています。

皆さんの周りで、表彰の対象になると思われる個人や団体がありましたら、総務課またはお住まいの行政区の区長へお知らせください。  
なお表彰基準は次のとおりです。

#### ■表彰基準

- ①町の公益に関する事業に尽力または公務を助力した個人または団体
  - ②町民の模範となるような善行をした個人または団体
- ※表彰にあたっては、表彰審査

査委員会による審査を経て決定します。推薦いただいたすべての個人または団体が表彰されるとは限りません。

#### ■これまでの表彰例

- ・長年にわたり、職員による店舗周辺・道路沿いの清掃活動を実施、地域の環境美化に貢献
- ・育児相談やアドバイス、親子遊びや保護者同士の交流の場を提供、子育て支援に貢献
- ・矢大臣山の雑木整理や草刈り、ヤマツツジの剪定などを実施、環境美化・保全に貢献

#### 【個人】

- ・敬老会などの余興出演や町内福祉施設への慰問活動など、高齢者の福祉向上に貢献
- ・長年にわたり73回の献血を行い、献血事業および医療へ貢献

- ・高齢者学級「寿大学」の教授として、町の生涯学習振興に貢献

☎ 総務課  
72-2111



### ○しあわせ金婚夫婦表彰

#### ■趣旨

夫婦がともに助け合い力を合わせて良き家庭を築き、地域社会に貢献してきた苦勞に対し、県内で金婚式を迎えた夫婦に表彰状と記念品を贈り、県民みんなでこれを祝福するものです。

#### ■主催

公益財団法人福島県老人クラブ連合会、福島民報社

#### ■後援

県、福島県市長会、福島県町村会

#### ■表彰該当者

昭和47年1月1日から同年12月31日までに結婚した夫婦が対象です。ただし昨年までに申込みの手続きをしなかった夫婦も対象となります。

#### ■受付期間

7月4日⑤まで

#### ■申し込み方法

金婚夫婦申込書に必要な事項を記入し、各単位老人クラブ会長または、老人クラブ連合会事務局(社会福祉協議会)に提出してください。

申込書については、社会福祉協議会にあります。

#### ■その他

福島民報紙上、9月の「祝・金婚夫婦」特集において該当者の氏名および年齢が掲載されます。

#### ■社会福祉協議会

☎ 72-6866

